

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノ菱和
代表者の 代表取締役 林 昭八郎
役職氏名 会長兼社長
(コード番号 1965 東証第2部)
問い合わせ先 常務取締役 小杉 道夫
管理本部長
電話番号 03-5978-2541

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成17年8月25日開催の取締役会決議により、5,478株の自己株式を消却したことに伴い、現行定款第5条（発行する株式の総数および自己株式の消却）に定める当会社の発行する株式の総数を8,000万株から7,999万4,522株とするものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 当会社に設置する機関を定めるため、第20条（取締役会の設置）、第31条（監査役および監査役会の設置）ならびに第6章として会計監査人に関する規定（第41条から第44条）を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ④ 株主総会参考書類等の情報開示についてインターネットを利用することができるよう、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑤ 現行定款第15条（議決権の代理行使）に規定する代理人について、その数を明確にするため変更を行うものであります。
 - ⑥ 必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑦ その他、定款全般にわたり会社法の条文との整合性を図るため、表現の変更、文言の追加および削除、構成の整理、条文の新設および削除ならびにそれらに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数および自己株式の消却)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>8,000万株とする。ただし、株式消却が行われた場合には、それに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. <u>当社は1単元未満の株式(以下単元未満株式という)について株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、7,999万4,522株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時総会、臨時総会)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</p> <p>2. <省 略></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (定時総会、臨時総会)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。</p> <p>2. <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>もとづき</u>取締役社長が招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに当る</u>。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長が<u>これに当る</u>。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに当る</u>。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって<u>これを決する</u>。</p> <p>2. 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に<u>差し出さなければならぬ</u>。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名して、これを保存する。</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によ<u>って</u>取締役社長が招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>招集する</u>。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に<u>提出し</u>なければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 <u>取締役・監査役及び取締役会</u> <u>・監査役会</u></p> <p>＜新 設＞ (取締役および監査役の員数) 第17条 当社の取締役は17名以内とし、<u>監査役は5名以内とする。</u> (取締役および監査役の選任) 第18条 <u>取締役および監査役は株主総会</u> <u>で選任する。</u> 2. <u>取締役および監査役の選任決議は、総</u> <u>株主の議決権の3分の1以上を有する</u> <u>株主が出席し、その議決権の過半数をも</u> <u>ってこれを行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は累積投票によら</u> <u>ない。</u> (取締役および監査役の任期) 第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の</u> <u>最終の決算期に関する定時株主総会終</u> <u>結の時までとする。</u> <u>2. 監査役の任期は、就任後4年内の最終</u> <u>の決算期に関する定時株主総会終結の</u> <u>時までとする。</u> 3. <u>補欠または増員として選任された取</u> <u>締役の任期は、他の在任取締役の任期の</u> <u>満了すべき時までとする。</u> 4. <u>補欠として選任された監査役の任期</u> <u>は、退任した監査役の任期の満了すべき</u> <u>時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>当社の代表取締役は取締役会</u> <u>の決議により選任する。</u> 2. <u>代表取締役は各自会社を代表し、取締</u> <u>役会の決議に基づき会社の業務を執行</u> <u>する。</u> 3. <u>取締役会はその決議により取締役社</u> <u>長1名を選任し、また必要に応じ取締役</u> <u>会長、取締役副会長各1名および取締</u> <u>役副社長、専務取締役、常務取締役各若</u> <u>干名を選任することができる。</u></p>	<p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(取締役会の設置) 第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、<u>17名以内とす</u> <u>る。</u> (取締役の選任) 第22条 <u>取締役は、株主総会の決議によっ</u> <u>て選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使す</u> <u>ることができる株主の議決権の3分の</u> <u>1以上を有する株主が出席し、その議決</u> <u>権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によら</u> <u>ない。</u> (取締役の任期) 第23条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終のもの</u> <u>に関する定時株主総会の終結の時まで</u> <u>とする。</u> ＜削 除＞ 2. <u>補欠または増員として選任された取</u> <u>締役の任期は、他の在任取締役の任期の</u> <u>満了する時までとする。</u> ＜削 除＞ (代表取締役および役付取締役) 第24条 <u>当社は、取締役会の決議によっ</u> <u>て、代表取締役を選定する。</u> 2. <u>代表取締役は、各自会社を代表し、取締</u> <u>役会の決議に基づき会社の業務を執</u> <u>行する。</u> 3. <u>取締役会は、その決議によって、取締</u> <u>役社長1名を選定し、また必要に応じ取</u> <u>締役会長、取締役副会長各1名および取</u> <u>締役副社長、専務取締役、常務取締役各</u> <u>若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>これに当る。</u></p> <p>3. 取締役会の招集通知は各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その出席取締役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>第23条 <省 略> (取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会<u>の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名して、これを保存する。</u></p> <p>(取締役、監査役の報酬および退職慰労金) 第25条 取締役および監査役の報酬ならびに退職慰労金は、<u>それぞれ区分して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(取締役会の招集および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役が<u>招集し、議長となる。</u></p> <p>3. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、<u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第28条 <現行どおり> (取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(監査役会の招集) 第26条 監査役会は各監査役がこれを招集する。</p> <p>2. 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第27条 監査役会の決議は監査役の過半数をもってこれを決する。ただし、会計監査人の解任の決議は監査役の全員一致をもって行う。</p> <p>(常勤監査役) 第28条 監査役は互選により常勤監査役を選任する。</p> <p>(監査役会規程) 第29条 監査役会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録) 第30条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名して、これを保存する。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第41条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第5章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第31条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日をもって決算期とする。</p> <p>(配当金の支払)</p> <p>第32条 利益配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(金銭の分配)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に従い、金銭の分配（以下中間配当金という）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 第32条による利益配当金および前条による中間配当金については、支払開始の日から満3年を経過して株主がこれを受領しないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>

以 上